2020年1月24日 職場における化学物質管理に 関する意見交換会

# 我が国における化学物質 管理の現状と課題について

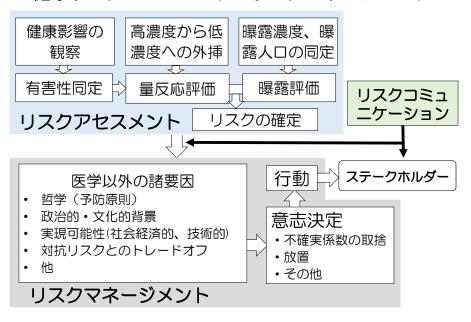
慶應義塾大学 名誉教授 大前 和幸



### 2 検討事項

- (1) 国によるリスク評価のあり方に関すること
- (2)事業場における化学物質 等による労働災害防止対策のあ り方に関すること
- (3) ラベル表示・SDS交付 等の危険有害性情報の伝達のあ り方に関すること
- (4) 化学物質等の管理に係る 人材育成のあり方に関すること
- (5) その他職場における化学 物質等の管理のあり方に関する こと

## 健康リスクアセスメントとリスクマネージメント



企業がリスク評価を行う目的 当該化学物質の使用・導入の意志 決定や行動する情報として利用

リスク評価とリスク管 理は一体・不可分

# 日化協のリスク管理の認識

「全ての化学物質は何らかの有害性を有しており、有害になるか否かはその量に依存する」という、「影響の量依存性」の考え方が盛んに議論され始めました。この考え方では、化学物質を単にハザードの大きさで評価するのではなく、その化学物質が影響を受ける対象(ヒト、生態系、設備など)とどの様な状況で接触しているかという、暴露の要素も加味して影響の大きさを評価し、ハザードの大きさと暴露量との積で表される領域のうち、許容できない領域に存在するものを、何らかの手段によって許容できるレベまで下げようという「リスク管理」の考え方です。つまり、ハザードの大きい物質でも、その物質の暴露量を下げれば安全は確保できるし、逆に、ハザードが小さくても、暴露量が大きい場合には対策を講じなければなりません。(日化協HPより)

## 代替物質が存在する場合のリスク管理者の対応

## 対抗リスクに対するリスク管理

- 曝露量低減対策のコストと煩わしさ
- 取引先企業の要求
- 消費者等のリスク受容概念の未熟さに起因する風評被害
- 将来の労災認定や訴訟リスク回避。研究の進展により新たに発がん性や生殖毒性が確定した物質については、確定時点後も長期曝露による影響が発生することから、訴訟リスクは不可避
- 注意:代替物質のリスクアセスメント実施を怠らないこと

# 代替物質が存在しない場合のリスク管理者の対応

### 3 ゴールゲートの移動:

- 「最終意志決定はリスク管理者の責任で、その結果責任は リスク管理者が負う」という原則ルールの受容覚悟を前提。
- 対抗リスクとのバランスが当該物質の継続使用側に傾く
- リスク評価に用いたadverse effectの種類を変更
- NOAELやLOAELの判断を変更
  - ・リスク評価で選択されたadverse effectが発がんや生殖毒性のような不可逆性の影響であれば「ゴールゲートの移動」は考えにくいが、可逆性の影響や短期影響であれば、リスク管理者の責任による「ゴールゲートの移動」という意志決定はあり得る。
- 従業員を含むステークホールダーに対するリスクコミュニケーションは必要。

## 代替物質が存在しない場合のリスク管理者の対応

ハザードが重篤、または、リスクが高い

- 1. 当該物質を使用する工程の生産中止
  - 1. 曝露軽減対策や生産設備更新等のコストが企業間競争力を弱体化させ、生産による利益に見合わないと判断すれば、企業として従業員の雇用対策以外に生産を継続する意味はない。
- 2. 曝露軽減対策コスト等を超えて利益が得られる
  - 1. 使用の継続
- 3. 「ゴールゲートを移動する」: 次スライド

### リスク管理者の自由度・自立性・独自判断の尊重



# 健康リスク評価とリスク管理

		リスク評価	リスク管理
誰	が	科学者	リスク管理者(中央・地方行政、経営者)
何	を		意志決定とその実行(何もしないとい う意志決定も含む)
何に基づいて		既存・新規の科学的な資料・情報	リスク評価結果に、予防原則、政治 的文化的背景、実現可能性(社会経済 的・技術的)、対抗リスクとのトレー ドオフ、等
成男	具物	リスクの記述	規制値(規制しないという成果も含む)、推奨値、行動プログラム、等
責	任	科学的事実に対して	すべての結果(何もしなかったという 責任も含む)に対して

サプライチェーンへの情報伝達:SDS SDS情報は正しいか? 某物質の場合

化学株式会社, 作成日: 2013年10月04日

改訂日: <u>2017年11月2</u>7日

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

許容濃度

日本産衛学会(2012) 0.5ppm; 2.5mg/m3

ACGIH(2013) TWA: 0.1ppm (中枢神経系損傷、末梢神経障害、血液影響、発育及び

牛殖毒性(男性及び女性))

局所効果

眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]

マウス: 眼刺激性 (PATTY 6th. 2012)

感作性データなし

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

[日本公表根拠データ]

cat.2: ACGIH (7th. 2014) A3

IARC-Gr.2B: ヒトに対して発がん性があるかもしれない

ACGIH-A3(2013): 確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明

2020.01.08 WEBより引用

# 同一物質の他社のSDS

化学

2007年3月5日 2017年3月1日

2018年5月1日

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:

未設定であるが 25ppm 以下を推奨する。

作成年月日

改訂年月日

許容濃度(ばく露限界値、

生物学的ばく露指標):

日本産衛学会(2005 年版) 未設定であるが 25ppm 以下を推奨する。

ACGIH(2005 年版)

生殖細胞変異原生:

はエイムス試験陰性との記載はあるが

データ不足のため「分類できない」とした。

発がん性:

'についてはデータがない。

その他の添加物についてもデータが確認できないので「分類で

きない」とした。

生殖毒性:

はラットの母体、胎児の NOEL は

100ppm とのみ記載されており、より高濃度でのデータがない、 また、その他の添加物については、催奇形性はない、とあるが

データ不足のため「分類できない」とした。 2020.01.08 WEBより引用

### 【法制比較表】

### と塩素系洗剤

法律		メチレンクロライド	トリクロロエチレン	パークロロエチレン
化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律 (化審法)	非該当	優先評価 化学物質	第2種特定 化学物質	第2種特定 化学物質
環境基本法	非該当	該当	該当	該当
水質管理基準	-	0.02mg/深以下	0.03mg/採以下	0.01mg/深以下
地下浸透	-	0.02mg/深以下	0.03mg/兆以下	0.01mg/沉以下
土壤污染	-	0.02mg/採以下	0.03mg/兆以下	0.01mg/沉以下
大気汚染	-	0.15mg/州以下	0.2mg/㎡以下	0.2mg/㎡以下
水質污濁防止法	非該当	該当	該当	該当
排水基準	-	0.2mg/沉以下	0.03mg/兆以下	0.1mg/沉以下
地下浸透水	-	0.002mg/以未満	0.002mg/以未満	0.0005mg/以未测
洗浄施設等の届出	非該当	該当	該当	該当
水道法水質基準	規制なし	0.02mg/沉以下	0.01mg/润以下	0.03mg/沉以下
下水道法水質基準	規制なし	0.2mg/採以下	0.1mg/採以下	0.3mg/深以下
廃棄物の処理及び	非該当	該当	該当	該当
清掃に関する法律	※特管物扱いを推奨	特管物	特管物	特管物
海洋污染防止法	指定なし	D類物質	C類物質	B類物質
バーゼル条約国内法	非該当	特定有害廃棄物	特定有害廃棄物	特定有害廃棄物
オゾン層保護法	非該当	非該当	非該当	非該当
労働安全衛生法	(作権 (リスクアセスメントが最初(権)	該当	該当	該当
有機溶剤中毒予防規則	非該当	特定化学物質第2類	特定化学物質第2類	特定化学物質第2類
作業環境管理濃度	当社推奨値25ppm	50ppm	10ppm	50ppm
有害物暴露作業報告	実施済み	実施済み	実施済み	実施済み
消防法	非該当	非該当	非該当	非該当
PRTR法	第1種指定化学物質	第1種指定化学物質	第1種指定化学物質	第1種指定化学物質
VOC	該当	該当	該当	該当

- 自力ではリスク 評価完結困難な 中小零細企業は、 SDSを信頼して リスク管理がで きるか?
  - •
- SDSの質の担保 (内容の査察、更 新ルール等)
- SDS作成企業の 責務・責任

2020.01.08 WEBより引用

特殊健診 = 化学物質管理の最後の砦

特殊健康診断内容見直し 平成 or 昭和? 年度

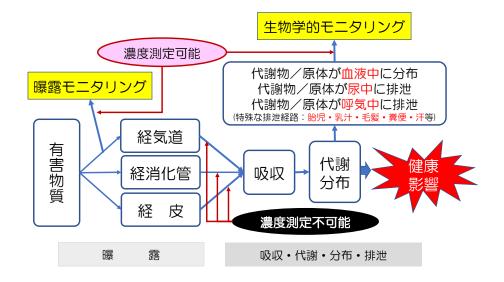
特殊健康診断に係る調査研究事業総括班委員会 平成14~16年度

特殊健康診断の健診項目に関する調査研究委員会 平成19年度

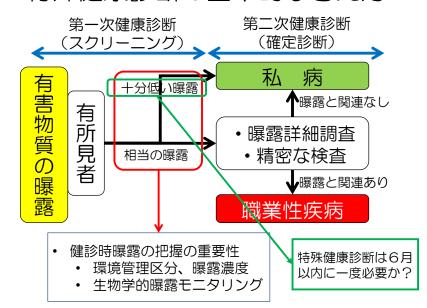
化学物質の健康診断に関する専門委員会 平成22年度

時々の注目化学物質の健診項目設定

## **曝露モニタリングと生物学的曝露モニタリング**



# 特殊健康診断の基本的な考え方



令和元年10月 労働衛生課

### 特殊健康診断項目等の見直し案について

#### ○ 背 景

- 特定化学物質等障害予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきている。
- そのため、化学物質に係る特殊健康診断に関する専門家によって構成された委員会等を開催し、文献、日本産業衛生学会、国際がん研究機関(IARC)、米国衛生管理者会議(ACGIH)等国内外の様々な医学的知見に基づいて検討してきた。
- ・ 今般、委員会等における検討結果を踏まえ、健康診断の項目等を以下のとおり見直す。

#### 見直しの内容

- 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物(11物質)の特殊健診項目を整合化(特化則)
- 2. 特別有機溶剤(9物質)の特殊健診項目の見直し(特化則)
- 3. 重金属(3物質)の特殊健診項目の見直し(特化則、鉛則、四鉛則)
- 4. その他医学的知見の進歩等を踏まえた特殊健診項目の見直し(特化則、有機則、鉛則、四鉛則)
- ① 肝機能検査の見直し(特化則)
- ② 赤血球系の血液検査の例示の見直し(特化則)
- ③ 腎機能検査の見直し(有機則)
- ④ その他(特化則、有機則、鉛則、四鉛則)
- 5. 健康管理手帳(3物質)の特殊健診項目の見直し(安衛則)

#### ○ カドミウム又はその化合物(現行:配転後なし)

	現行	見直し案						
	<ul><li>業務の経歴の調査</li><li>カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症</li></ul>							
_ /r	大等の既往歴の有無の検査	らいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、 反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症 状の既往歴の有無の検査						
次健康診断	せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、 食欲不振、悪心、呻吐、反復性の胸痛又は下痢、体重減 少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査     門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査	四 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、 食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少 等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査						
	五 尿中の蛋白の有無の検査	<ul><li>五 血液中のカドミウムの量の測定</li><li>六 尿中のβ2 - ミクログロブリンの量の測定</li></ul>						
	- 作業条件の調査 二 尿中のカドミウムの量の測定	<ul> <li>作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、</li> <li>・原中のカドミウムの量の測定</li> <li>・尿中のg1 − ミクログロブリンの量</li> </ul>						
二次健康診		NAGの量の測定 ・ <u>智機能検査</u> ・ <u>簡単に対象</u> ・ 物部エックス線直接撮影検査 ・ 特殊なエックス線撮影検査						
診断	三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、 <u>胸</u> 部理学的検査及び肺換気機能検査	・ <u>宮珠の細胞診</u> 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換 気機能検査						
	四 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、 尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査	AVIONICIPALE						

